二　特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十年度から平成二十六年度までに入国したインドネシア人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五・第六　（略）

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例インドネシア人第七陣看護師候補者	平成二十九年度
特例インドネシア人第八陣看護師候補者	平成三十年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者	平成二十九年度
特例インドネシア人第七陣介護福祉士候補者	平成三十年度

○厚生労働省告示第百四十号

特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第一　総論	第一　総論
一　目的	一　目的
この指針は、平成二十一年度から平成二十七年度までにフィリピン人看護師候補者として入国した者及び平成二十一年度から平成二十六年度までにフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成	この指針は、平成二十一年度から平成二十六年度までにフィリピン人看護師候補者として入国した者及び平成二十一年度から平成二十五年度までにフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成